

令和3年4月19日

監査事務局

監査結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解  
及び監査結果に関する措置の公表について

監査結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解及び監査の結果に関し、各関係部局が講じた措置について、本日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

- ・ 3 監査公表第2号（令和元年度行政監査結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解）
- ・ 3 外部監査公表第2号（平成28,30年度包括外部監査結果に関する措置）

○行政監査

（担当課）事務監査課

（電話）711-4704

（内線 7210）

（担当）御幡

○包括外部監査

（担当課）監査総務課

（電話）711-4703

（内線 7201）

（担当）松熊

※措置の状況に関する内容の確認は、措置を講じた各関係部局の所管課にお問い合わせ願います。

# 福岡市公報

令和3年4月19日 第6763号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次— ページ  
監 査 委 員

- 措置報告公表（監査公表第2号）…………… 1  
○外部監査措置報告公表（外部監査公表第2号）…………… 6

監 査 委 員

### 3 監査公表第2号

令和3年1月5日に福岡市長から行政監査の結果に関する報告に添えて提出する意見に対する市の見解について通知を受けたので、次のとおり公表する。

令和3年4月19日

福岡市監査委員 今 林 ひであき  
同 田 中 しんすけ  
同 谷 山 昭  
同 本 野 正 紀

- 1 監査報告と監査の結果に関する報告に添えて提出する意見の件数  
2 監査公表第6号（令和2年5月28日付 福岡市公報第6677号公表）  
（地域防災計画における備蓄品の管理状況及び物資の調達・供給の仕組みについて）  
・・・8件

#### 2 市の見解の内容

以下のとおり

(行政監査)

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

##### 1 備蓄計画の品目の工夫と備蓄計画書の作成の検討

監 査 の 結 果	市 の 見 解
今回、公的備蓄について、主に地域防災計画における備蓄品の品目及び数量等につ	公的備蓄に関する必要品目の考え方、必要数量の積算根拠等については、想定避難

いて確認したが、近年の発災時において必要不可欠と見込まれ、計画上に無い品目、数量の積算根拠が不明な品目及び備蓄品の配分対象とすべき帰宅困難者などが見込まれていないなど改善すべき点が見受けられた。

また、発災後直ぐに必要となる、し尿の処理に係る物資の配備について、国のガイドラインでは、トイレの待ち時間に留意し、避難者数に見合ったトイレの個数と処理・貯蔵能力を確保することが重要としている。本市においてもマンホールトイレの整備状況などを考慮し、改めて必要な数量を算出し、整備の検討が必要であると考えられる。

本市の地域防災計画には備蓄計画はあるものの、必要品目の考え方、必要数量の積算根拠及び更新時期など備蓄のあり方を体系的にまとめたものとはなっておらず、発災後直ぐに備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制を構築するためには、必要備蓄数量の確保及び備蓄物資の質の向上、さらには被災者支援に係る国の動向及び各種団体との協定の内容等を踏まえた備蓄を行うことが不可欠であり、数年ごとに見直しを図ることが必要であることから、充実した形で適宜更新可能な備蓄計画書を新たに作成することが望ましいと考えられる。

(市民局地域防災課)

者数のほか、帰宅困難者や災害対応従事職員等を含めた備蓄のあり方を体系的に整理のうえ、今後、「備蓄計画書」の作成に取り組んでいく。

## 2 備蓄品の管理

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>市民局は、集中備蓄品及び分散備蓄品ともに市民局の管理とするとしている。</p> <p>一方で、校区防災倉庫の備蓄品は地域の防災訓練等に使用でき、使用により消耗した物資については、使用者が補充する運用を行っているが、補充について、確認して</p>	<p>月限収蔵庫の備蓄品の管理については毎年度、確実な数量把握を行う。</p> <p>公民館等の分散備蓄の管理については、管理要領を定め、施設管理者による在庫管理を各区役所でとりまとめる体制を構築する。</p>

<p>いない。また、備蓄品の最終的な処分（有効利用及び廃棄）は各施設管理者に任せている。これらのことから、備蓄品について、市は定期的な管理を行っておらず、十分に管理しているとは言い難い。</p> <p>また、調査票では、市民防災センター、人権のまちづくり館及び保育所は在庫管理を行っているとし、公民館（149館）では、約8割、区役所では5区が在庫管理を行っていると回答している。さらに、各区災害対策本部の全てが、校区防災倉庫の備蓄品の在庫管理については、効果的に管理ができるため、在庫管理の主体としては、校区自主防災組織が適していると回答している。</p> <p>市民局におかれては、備蓄品の管理に関する役割分担や管理方法に関する考え方を整理するとともに、市民局及び区役所が管理する保管場所においては、使用の都度の確実な数量確認や定期的な棚卸しの実施など、確実な数量把握に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（市民局地域防災課）</p>	<p>小学校グラウンド等に設置している防災倉庫の備蓄品の管理については、管理要領を定め、各区役所で管理する体制を構築する。</p>
--	---

3 備蓄場所の管理

監査の結果	市の見解
<p>呉服町ビジネスセンター地下1階の倉庫内には、複数局区の物資が保管されているが、使用不能と思われる布団等が山積みされたままとまっているほか、高く積み上げられた衛生資材の入った段ボールが倒れかかっているなど危険な状態も見受けられた。施設の管理責任者である市民局におかれては、必要なものと不必要なものを選別し、早急に倉庫内の整理整頓を実施するとともに、倉庫内の環境が安全に保たれるように保管物資の所有局等を指導されたい。</p> <p>また、区役所及び公民館においても、倉庫等の整理整頓が行われておらず、備蓄品の在りかが直ぐに判明しない事例や、保管</p>	<p>呉服町ビジネスセンター倉庫の管理については、倉庫を利用している局と連携し、倉庫内の整理整頓を8月に実施した。今後も倉庫内の環境が安全に保たれるよう、年に1回実地調査を行うなど、倉庫を利用している局への指導を徹底する。</p> <p>備蓄品を配備している全施設の管理者に対し文書を発出し、倉庫等の整理整頓をはじめ、備蓄品の適正管理を徹底する。</p>

庫の扉が障害物で開けにくい事例が見受けられている。発災時に必要な備蓄品が速やかに供給できるよう、整理整頓し備蓄場所を適正に管理されたい。

(市民局地域防災課)

#### 4 地域防災計画における区災害対策本部独自の備蓄の位置づけ

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>区災害対策本部では、避難者等用として独自に備蓄を行っている区と行っていない区があったがその目的などが十分整理されていない。また、避難者用の独自の備蓄の状況が区ごとに異なることについて、7区のうち5区が市で共通の対応となるよう方針が必要と考えている。</p> <p>市民局におかれては、これらの実態を踏まえ、地域防災計画における公的備蓄と各区の独自備蓄の位置づけを整理し、必要な備蓄であれば、目的等を明確にし、地域防災計画に記載されたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	<p>全市的な観点から災害対応のために必要となる基本的な物資（避難者用、帰宅困難者用、職員用など）については、市民局で位置づけを整理し、地域防災計画への記載を検討していく。</p>

#### 5 災害対応部署の連携強化

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>発災直後は、被災自治体として、的確かつ迅速な状況把握が求められ、国や他自治体の支援を受ける場合でも正確な情報提供を行うことにより、効果的な受援が期待される。また、地域防災計画において、災害対策本部を設置したときは、迅速かつ効率的な災害対応のため、必要に応じて機能別チームを編成するとしている。</p> <p>しかしながら、市民局、関係各局及び各区は、物資が有効に供給される仕組みの構築等に関する具体的な計画、マニュアルをいずれにおいても作成していないなど十分に連携がとれておらず、また、7区のうち6区は物資調達・輸送チーム及び市民局と</p>	<p>迅速な物資供給を行うため、物資調達・輸送チームの関係局の見直しに取り組むとともに、実践的な訓練を実施するなど連携強化に努める。</p> <p>また、内閣府による「物資調達・輸送調整等支援システム」が令和2年4月より導入されたことから、当該システムを活用した物資の供給・輸送について、役割分担を明確にした実効性のあるマニュアル等の作成に取り組んでいく。</p>

<p>の連携に課題があると認識している。</p> <p>市民局におかれては、発災時に速やかに対応できるよう、関係各局及び各区と協議の上、役割分担を明確にし、実効性のある体制となるよう連携を強化されたい。</p> <p>(市民局防災推進課)</p>	
---	--

## 6 実行性のある流通備蓄

監査の結果	市の見解
<p>災害時に調達する物資について食料や資機材等の供給や避難所等への輸送などの災害時応援協定を20の企業等と結んでいるが、災害時応援協定に基づく調達物資（流通備蓄）の必要数量について、検討されておらず、また、8協定は10年以上前に結ばれたものとなっている。流通備蓄は公的備蓄の補完的役割を担うものであることから、今般の災害で見えてきた課題から必要とされる物資の種類や物資の性能の向上等によるニーズの変化等も考慮し、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通備蓄の確保に努められたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	<p>備蓄計画書の作成に合わせ、災害時における物資ニーズを改めて検証し、このうち、流通備蓄で対応すべき品目・数量を算定のうえ、その確保に向け実効性のある民間企業等との協定の拡充を図っていく。</p>

## 7 物資の迅速かつ円滑な集配送に向けた取り組み

監査の結果	市の見解
<p>国や自治体等からの救援物資も含めた調達物資の集配体制については、集積拠点から各避難所等への輸送体制を定めたものがなく、また、地域防災計画において、救援物資の二次集積拠点として「民間の物流倉庫等」と記載しているが、候補地はあるものの、具体的な場所が未定となっている。</p> <p>熊本地震の課題としても、必要な緊急物資を必要とされる場所に適時届けるため、集配送拠点の配置や物資の集配送にかかる人員体制の整備が必要とされているところである。</p>	<p>国が示す「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」等を参考に輸送計画の策定に取り組むとともに、集積拠点の場所・規模等をリスト化し、協定事業者と連携のうえ、物資調達・輸送チームとの実践的訓練の実施等により、集配送体制の整備に取り組んでいく。</p>

また、国の大規模地震・津波災害応急対策対処方針においても被災市町村の役割として、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給することや地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行うこととされている。

発災直後に、各避難場所まで迅速に支援物資を届けるためには、平時において、輸送拠点から避難所まで物資輸送のための具体的な計画を策定しておくことが重要であることから、迅速かつ確実に集配できる体制の整備に努められたい。

(市民局防災推進課)

#### 8 市民・企業への自主備蓄の啓発

監査の結果	市の見解
<p>市民局では、防災に関する出前講座を実施し、その参加人数も年々増加していることや、また、区役所でも校区等の防災訓練で自主備蓄の必要性について周知していることから、自主備蓄に対する意識も向上していると考えられるが、市民や企業への周知度に関する調査等は行われておらず、啓発効果が把握できていない。啓発活動の効果を検証するため定期的に自主備蓄に関する調査などを行い、さらに積極的な市民及び企業等への自主備蓄の啓発に努められたい。</p> <p>(市民局地域防災課)</p>	<p>「市政に関する意識調査」等を活用し、定期的に防災に関する意識調査を行うとともに、その結果を踏まえながら「備蓄促進ウィーク」をはじめ、より効果的な啓発活動を実施していく。</p>

#### 3 外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和3年3月23日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年4月19日

福岡市監査委員 今 林 ひであき

同 田 中 しんすけ  
同 谷 山 昭  
同 本 野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

- 29外部監査公表第3号（平成29年4月6日付福岡市公報第6383号（別冊）公表）分  
（基金の管理と運用について）・・・1件  
31外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号（別冊2）公表）分  
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）・・・8件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

29外部監査公表第3号（平成29年4月6日付福岡市公報第6383号（別冊）公表）分

第2 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

6. 各基金の管理と運用に関する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

- (1) 福岡市財産区基金及び(7) 福岡市脇山財産区基金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>①交付金の使途に関する基準の明確化について (意見) 市は、財産区の住民の福祉を増進するとともに、市の一体性をそこなわないという地方自治法の規定に鑑みて、各財産区において交付金の使途の基準を明確化するとともに、交付金事業の使途について公共性の観点から適切に精査することが望まれる。 (財政局財産管理課)</p>	<p>【措置済】 交付金の使途に関する基準の明確化については、各財産区が地域で果たしてきた役割や慣行なども勘案しながら、令和元年度に「福岡市財産区交付金交付基準」を策定、令和2年7月下旬に各財産区へ周知しており、令和3年度より施行する。 交付金の使途の精査については、領収書等の提出により確認を行っている。</p>

31外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号（別冊2）公表）分

IV. 市の水関連事業全般に関する意見

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【総合意見】水道局、道路下水道局及び農林水産局の連携について 市が実施する「水」に関連する水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業ではそれぞれ規制される法令が異なり、事業目的や受益者が異なっている。水道事業は水道局、下水道事業及び河川事業は道路下水道局、集落排水事業は農林水産局と</p>	<p>【措置済】 市民生活を支えるライフラインとしての水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業については、浸水対策・環境対策・料金収納等においてこれまで連携を行ってきたところであるが、これらに加え、それぞれの局で実施している研修等に関係局の職員も参加することで、人材育成</p>



<p>異なる部局が所管部局となり事業を実施している。</p> <p>しかし、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり多くの共通点がある。特に公営企業として実施している水道事業と下水道事業においては、連携している事務は料金収納事務等限定的である。</p> <p>なお、水道事業及び下水道事業に関する財務事務については決算、契約事務、債権管理、財産、経営戦略、人材育成及びBCPという切り口で横串を通して監査を実施した結果、両事業に共通した管理上の課題が検出された。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市は、市民生活を支えるライフラインの機能の向上、維持を図る、水関連事業の有効性を向上させるため、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の事務連携強化を図ることを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局総務課) (道路下水道局総務課) (農林水産局漁港課)</p>	<p>の連携や研修事務の効率化を図ることとした。今後も、必要に応じて事務連携強化について検討を行う。</p>
---	--

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

(4) 財産

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見1-(4)-2】</b> 固定資産の管理シールの貼付について</p> <p>今回の現場視察において抽出で実査を行った結果、工具器具及び備品2件について資産番号を記載した管理シールが貼付されていない。管理シールの取扱等については明文化されていない。しかしながら、工具器具及び備品などのように移動が容易であるものは紛失リスクに備えるためにも資産番号を記載した管理シールを貼付する必要があると考える。</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>現物確認をした「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」について、貼付困難な資産を除き管理シールを貼付した。</p> <p>また、登録方法や管理方法について、明文化した「固定資産管理の手引き」を令和元年度に作成した。</p>

<p>また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付している資産と貼付していない資産があることについても対応が望まれる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>工具器具及び備品などのように移動が容易な固定資産に関して、管理シールを貼付することを検討されたい。</p> <p>また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付していない現状を整理し、管理方法を一元化するために、管理シールの貼付に関して明文化することを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局経理課)</p>	
--	--

(10) 公益財団法人福岡市水道サービス公社について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【指摘事項 1-(10)-1】</b> 公社に対する貸付料の減免について</p> <p>自治体の財産を貸付ける場合は、あらかじめ規定等において定めた基準で使用料を徴収する必要がある。例外的に、使用料を減免する場合においても、あらかじめ減免に相当する理由があるものとして規定等で定めた基準に該当する場合に限られる。また、減免の決定は、歳入の減少に直結するため、慎重に判断すべきである。しかし、市が、公社に対して行った公有財産の貸付けに関する貸付料の減免は、減免の基準に該当しないものと考えられる。</p> <p>この貸付の減免の理由書を閲覧すると、減免する理由として、貸付をする土地を公社が月極駐車場として使用し、公社の駐車場事業が、営利を目的とするものではなく、公社が実施する公益目的事業の財源にするという内容であった。また、適用した規定は、福岡市水道局公有財産規程第28条第3項によっていた。</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>公社への貸付に関する使用料の減免は、令和2年度より廃止することとした。</p>

しかしながら、収益事業に使用する財産の貸付料を減免したことにより稼得した利益が公益目的事業の財源となることになる。収益事業に使用する財産の減免を認めることになれば、公益法人に対する貸付料減免に関する制限はなくなることになる。

公社が借受けた土地を使用した月極駐車場事業は収益事業であり、公益目的事業に直接使用されていない。

また、減免率を本来の貸付料の5分の1にする理由が、特段の状況の変化がないため、従来から適用している減免率を使用するという内容は、前例踏襲であり、減免に当たり十分な検討がなされていないといえる。

(是正の方向性)

市は、公社への貸付に関して使用料の減免の是非を検討されたい。

(水道局経営企画課)

## 2 下水道事業

### (1) 決算

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見2-(1)-2】</b> その他投資と企業債の予算編成について</p> <p>本来、その他投資と企業債は、前者は投資活動に係る取引の結果であり、後者は財務活動に係る取引の結果であるから、お互い異なる経済的な性質をもつ取引であるが、現状ではその他投資の預入と取崩が企業債の償還金にまとめて予算編成されている。</p> <p>その他投資が企業債償還のために使用されることを理由とした予算編成であるが、結果としてその他投資の預入と取崩についての予算を把握することが出来ない。また企業債の償還金の予算と決算にその他投資に関連する取引が含まれることで、企業債</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>償還金積立金の一般会計基金への預入については、現金の支出を伴うことから予算化していたが、償還時における取崩については、振替処理によって行うため予算化していなかった。</p> <p>令和3年度からは、より分かりやすい予算編成とするため、その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成することとした。</p>

<p>の明細や企業債の注記と企業債の償還金が一致していない。</p> <p>その他投資の残高は141億円と多額であり、その取引についても預け入れが48億円、取り崩しが54億円と下水道事業にとって最も多額の取引である。そのような重要な取引をひとまとめにして企業債償還金に含めることなく、独立した予算科目で明確に予算編成すべきである。</p> <p>(改善提案)</p> <p>その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成すべきである。償還金は企業債の償還金のみで予算編成すべきである。結果として予算執行による決算額は、貸借対照表のその他投資と企業債の増減と整合することになるので、財務諸表における各明細や注記との整合性に留意した決算調整を検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	
<p><b>【意見 2-(1)-5】</b> 退職手当の下水道事業での負担について</p> <p>福岡市の水道事業では職員の退職手当は水道事業で負担しているが、福岡市下水道事業における退職手当はすべて一般会計が負担している。人件費のうち給与手当、期末手当、勤勉手当等は下水道事業で負担しているが退職手当のみは一般会計の負担となっている。</p> <p>下水道使用料の適切な設定のためには下水道事業に従事する職員の人件費はすべて下水道事業で負担すべきであり、退職手当を一般会計が負担しているのは望ましくない。</p> <p>下水道事業では下水道設備の整備や企業債の償還のために資金不足が続き、平成27年度までは一般会計からの出資金を受け</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>下水道事業の現況に鑑み、財政局等と協議の上、退職金については一般会計の負担としていたが、近年、下水道事業における資金収支が改善し、自立経営が可能となっていることや、他都市の状況を踏まえ、総務企画局等と協議した結果、令和3年度からは退職手当を下水道事業会計で負担することとした。</p>

取ってきた経緯があり、人件費の一部負担はやむを得ない事情があったと考える。しかし、資金繰りの改善により、下水道事業では自立経営が可能な状態となり、資金余剰も発生してきている。

そのような状況で退職手当を一般会計が負担する経済的合理性はなく、水道事業と同様に下水道事業に従事する職員の退職手当は下水道事業で負担すべきである。単純な仮定のもと試算すると、下水道事業における年間の退職費用は169百万円となり、多額の費用を一般会計が負担している。

(改善提案)

適切な料金設定を行うためには下水道事業が負担すべき費用は下水道事業で負担すべきである。他の政令指定都市でも職員の退職手当は下水道事業が負担している事例が多いことを考慮し、適切な費用負担により適切な料金設定を行うため、福岡市下水道事業においても退職手当の負担について検討されたい。

(道路下水道局経理課)

【意見2-(1)-6】退職給付引当金の設定について

下水道事業において職員の退職手当を負担する場合、将来の退職手当の支給に備えて退職給付引当金を計上する必要がある。

それぞれ独立した企業であるため、必ずしも引当方法を水道事業に合わせる必要はないが、水道事業と同じ方法で退職手当を負担するのであれば、同じ方法で引当金を計上することが実務上は便宜的であると考えられる。

水道事業においては年度末の職員の退職手当の要支給額に相当する額を計上することとしているので、算定のために必要な資料やデータについては水道事業を参考するなど、適切な退職給付引当金を計上された

【措置済】

職員の退職手当は一般会計が負担していたため、退職給付引当金は計上しておらず、その旨は予算書に注記していた。

令和3年度からは退職手当を下水道事業会計が負担することとしたため、退職給付引当金についても計上することとした。

<p>い。 (改善提案) 退職給付引当金の算定方法は自治体によって色々な事例があるが、人事担当部署より個人別の退職手当データを入手し、個人別に要支給額を算定する方法が適切である。ただし、事務処理の手数も考慮して簡便的な方法を採用している事例もあるので、水道事業の算定方法も参考にしながら適切な退職給付引当金の算定方法について検討されたい。  (道路下水道局経理課)</p>	
--	--

(9) 雨水対策の推進

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見2-(9)-1】雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて 水害防除に対する市民意識の向上・啓発を目的として、市内で雨水貯留タンクや雨水浸透施設を設置する市民に対し、助成金を交付する「雨水流出抑制施設助成制度」を設けている。 そのうち、雨水浸透施設への助成は制度開始以来2件のみで、助成額は40千円であった。 近年、短時間で局地的に多量の降雨がある、いわゆるゲリラ豪雨の被害が全国的に増加しており、この被害軽減にも雨水の貯留・浸透を推進することが不可欠であるが、雨水浸透施設への助成実績はわずか2件に留まっている。 雨水浸透施設への助成制度の実績は、雨水の浸透を推進するには不十分である。 (改善提案) 市としては、より一層、水害防除に対する市民意識の向上・啓発に努め、雨水流出抑制施設の重要性について市民の理解を得ることで雨水浸透施設の設置を推進された</p>	<p>【措置済】 雨水浸透施設助成制度について、他都市の助成要件や実績および広報活動について調査し、再検討を行った。 この結果、現行の制度内容は他都市と比較しても妥当であると判断されるため、現段階では見直しは行わず、助成実績のある他都市の取組を参考に、住宅メーカー等への効果的な制度周知に改めて取り組んでいく。 なお、助成対象外ではあるが、本市では一定の開発行為等については、雨水流出抑制の取組を義務付けており、年間約200基の雨水浸透枮が設置されている。</p>

い。また雨水浸透施設の設置を増やすために助成制度をどのように活用すべきか、助成制度の在り方を再検討されたい。  
(道路下水道局下水道管理課)

4 集落排水事業

(7) 契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>【意見 4-(7)-1】</b> 特命随意契約の理由について</p> <p>排水処理場の保守運転管理業務委託契約のうち弘集落排水処理場保守運転管理業務委託については、以前より地元の組合に特命随意契約によって委託されている。</p> <p>しかし、特命随意契約の理由は①放流水の水質を常時良好な状態に保持していくこと。②異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採ること③地域の実情にあった業務運営を行うこと④施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができることであり、当該業務を委託されている業者であれば実施すべき項目であって、特命随意契約の理由としては不十分である。</p> <p>離島以外の排水処理場の保守運転管理業務委託契約では指名競争入札が行われており、離島ではない弘集落においても指名競争入札の実施について検討されたい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>地元の組合に委託しなければならない特命随意契約の理由を再検討の上で、指名競争入札による競争性の確保について検討されたい。</p> <p>(農林水産局漁港課)</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>特命随意契約の理由について、局内で再検討した結果、近年の環境の変化に伴う漁場への影響や、外部監査から別途改善提案を受けた集落排水事業の経営改善に向けた取り組みを迅速かつ円滑に進めるためには、これまでの実務経験から地元の組合以外での対応は困難と判断し、入札の実施方法について検討した結果、令和2年3月に、地元の組合への特命随意契約を継続することとした。</p>